

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第9回 幸福追求権 (1)

1. 幸福追求権の意義

- ・ 13条は、かつては、第3章に列挙された具体的な個別の人権の総称ないしは人権規定の一般原理と解されていたが、現在では、幸福追求権として、また、プライバシーの権利や環境権などといった憲法の条文にはないが憲法上保障すべき人権の根拠規定として、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であると解されている。
- ・ 幸福追求権の内容については、あらゆる生活領域における行為の自由と解すべきか、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利のみをいうと解すべきか、学説上の争いがある。
- ・ 個別の人権条項との関係については、13条が個別的規定と競合して保障すると解すべきか、個別の人権が妥当しない場合に限り13条が適用されると解すべきか、学説上の争いがある。
- ・ 13条を根拠にさまざまな主張がなされているが、判例が13条を根拠とする新しい人権として明示的に認めたものは、あまり多くはない(最高裁判所は、北方ジャーナル事件判決(最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁)において、「人格権としての個人の名誉の保護(憲法13条)」という記述が、最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁において、「喫煙の自由は、憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても」という記述が、それぞれある。また、京都府学連事件判決(最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁)において、それを「肖像権と称するかどうかは別として」という留保を付けたうえ、承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を認めている)。

○ 京都府学連事件(最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁)

1962(昭和37)年6月、Yは、京都府学生自治会連合主催の大学管理制度改悪反対等を標榜するデモ行進に参加し、機動隊ともみ合い、隊列を崩したまま行進した。これがデモ行進の許可条件に違反すると判断した警察官AがYらデモ行進の先頭集団を写真撮影したところ、Yは激怒しAの下顎部を旗竿で突き傷害を与えたため、傷害罪と公務執行妨害罪で起訴された。

最高裁判所は、次のように判示した。「憲法一三条は、……国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態……を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」。そのうえで、この自由も公共の福祉のため必要のある場合には制限されると判示した。現に犯罪が行われている場合等で、証拠保全の必要性・緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法で行われるならば、警察官による写真撮影は、撮影される本人の同意がなく、また裁判所の令状がなくとも、憲法13条、35条に違反しないと判示した。

2. プライバシーの権利

- ・ プライバシーの権利とは、かつては、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と狭く定義された（「宴のあと」事件東京地裁判決（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁））。
- ・ 今日では、自己に関する情報をコントロールする権利として理解する見解が有力である。
- ・ プライバシーの権利を自己情報コントロール権としてとらえると、個人の人格的生存に関わる重要な私的事項を、公権力の介入なしに各人が自律的に決定できる自由が、情報プライバシー権とは別個の憲法上の権利と解されることになる。

○ 「宴のあと」事件第一審判決（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁）

元衆議院議員・外務大臣の X は、1959（昭和 34）年の東京都知事選挙に日本社会党から推薦され立候補し、落選した。Y₁（三島由紀夫）は、翌年、「宴のあと」と題する小説を月刊誌に連載し、後に Y₂（株式会社新潮社）を通じて単行本として出版した。その内容は、元外務大臣の野口雄賢と料亭の女将を主人公とし、2 人の結びつき、東京都知事選挙への野口の立候補、その失敗、福沢の支援、資金調達、選挙後の離婚に至るまでを具体的に描写しており、当時の周知の事実を交えながら、この小説が X をモデルとしたことを読者に意識させながら私生活を暴露するかのごとく描かれていた。そこで、X は、Y₁ 及び Y₂ を相手どり、プライバシーの侵害を理由に謝罪広告と損害賠償を求める訴えを提起した。

第 1 審判決は、プライバシー侵害の要件として、公開された内容が、(1) 私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれのある事柄であり、(2) 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であり、かつ (3) 一般の人々にいまだ知られていない事柄であるという 3 つの要件を示し、本件では、プライバシーの権利の侵害があったと判示した。

Quiz

Q9 プライバシーに関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1. 何人も、その承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を有するので、犯罪捜査のための警察官による写真撮影は、犯人以外の第三者の容貌が含まれない限度で許される。
2. 前科は、個人の名誉や信用に直接関わる事項であるから、事件それ自体を公表することに歴史的または社会的な意義が認められるような場合であっても、事件当事者の実名を明らかにすることは許されない。
3. 指紋は、性質上万人不同、終生不変とはいえ、指先の紋様にすぎず、それ自体では個人の私生活や人格、思想等個人の内心に関する情報ではないから、プライバシーとして保護されるものではない。
4. 犯罪を犯した少年に関する犯人情報、履歴情報はプライバシーとして保護されるべき情報であるから、当該少年を特定することが可能な記事を掲載した場合には、特段の事情がない限り、不法行為が成立する。
5. いわゆる住基ネットによって管理、利用等される氏名・生年月日・性別・住所からなる本人確認情報は、社会生活上は一定の範囲の他者には当然開示されることが想定され、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。

(平成 23 年度行政書士試験)